

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年7月5日に提起した、上記処分庁による令和■年■月■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく費用返還金額決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和■年■月■日付けで行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）における返還金額の算定に係る起算日（以下「資力発生日」という。）を、令和■年■月■日から令和■年■月■日に変更するよう求めるものである。

なお、本件審査請求の審査庁である埼玉県知事は、処分庁である■福祉事務所長の上級行政庁ではない（法第64条参照）ので、裁決で本件処分を変更することはできない（行政不服審査法第46条第1項ただし書）から、本件審査請求の趣旨を本件処分の取消しを求めるものと解して、以下取り扱う。

2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、平成■年■月■日から、処分庁から法による保護を受け

ていた。

- (2) 審査請求人は、令和●年●月●日付けで、審査請求人の●(以下「●」という。)である被相続人●の相続等に関し、審査請求人の●(以下「●」という。)である●及び審査請求人の●である●との3者の間で、●が審査請求人に対し審査請求人の遺留分に対する価格弁償として●万●円●の支払義務があることを認め、審査請求人に対する当該金銭の支払期限を本件合意書の成立後1か月以内とすることなどが記載された合意書(以下「本件合意書」という。)を締結した。

なお、本件合意書の締結に先立ち、審査請求人は、●の代理人弁護士から「ご連絡」(令和●年●月●日付け)と題する文書を受け取っており、当該文書には、「●

●」と記載されていた。

- (3) 審査請求人は、令和●年●月●日、本件合意書を持参し、●役所を訪れ、●が令和●年●月●日に死亡していたこと、令和●年●月●日、●の遺産として●円の入金があったことを処分庁に申し出た。

- (4) 処分庁は、同月23日、埼玉県福祉部社会福祉課(以下「県社会福祉課」という。)の担当者(以下「県担当者」という。)に対し、審査請求人の資力発生日に関する照会を行った。

- (5) 処分庁は、同年5月6日、県担当者から、「資力発生日は遺留分減殺請求を行った日(請求通知の到達日)と考えます。」との回答を受けた。

なお、県担当者は、「遺留分減殺請求」という表現をしているが、民法(明治29年法律第89号)の改正により、令和元年7月1日以降の相続について、「遺留分減殺請求権」は「遺留分侵害額請求権」に名称が変更され、その内容も変更されている(同法第1046条第1項)。●の死亡は、令和●年●月●日であることから、本件審査請求においては、審査請求人により「遺留分侵害額請求」が行われたものとして、以下取り扱う。

- (6) 処分庁は、令和●年●月●日、審査請求人に対して、審査請求人が遺留分侵害額請求(以下「本件請求」という。)を行った通知書等の提出を求めたが、審査請求人は当該書類を所持していなかったことから、処分庁は、同日、県

担当者に対し疑義照会を行った。

- (7) 処分庁は、同月10日、県担当者から、「審査請求人及び弁護士に審査請求人が口頭で本件請求を行った日付を確認し、資力発生日とすることが望ましいと考えます。」との回答を受けた。
- (8) 処分庁は、同日、県担当者に対し、本事例は複雑なため、口頭で本件請求を行った日付を断定できない旨を説明したところ、県担当者から、記録や文書がなく明確な日付が不明な場合、審査請求人が不利益を被らない日付を審査請求人と協議し申告させ、処分庁において決定してよい旨の回答を受けた。
- (9) 処分庁は、同日、審査請求人から、本件請求を行った日付（以下「本件請求日」という。）については、令和〇年〇月〇日とするとの報告を受けた。
- (10) 処分庁は、令和〇年〇月〇日付けで、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの支給済み保護費〇〇〇〇〇〇〇円の返還を求める本件処分を行うとともに、同日付けで審査請求人に対する保護を廃止することとした。
- (11) 審査請求人は、同年7月5日付けで、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件請求の時点では、[redacted]の通知があり、確実に入金されるかは、わからない状態であった。資力発生日は本件合意書を締結した令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に変更してほしい。

2. 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、法に基づく県社会福祉課発行の「生活保護マニュアル2019年6月」(以下「マニュアル」という。)を判断の基準に据え、本人の申告に基づく日付を資力発生日としたものであり、正当である。
- (2) 法第63条は、「本来生活に充てられるべき資力があるものの、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなどして最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。(マニュアル第9(問9-4))」と解釈される。
- (3) 資力発生日を定める場合、「給付事由(請求事由)が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす(マニュアル第9(問9-4)答1

(2))」とする解釈に照らし合わせ、マニュアル第9（問9-4）答3(7)相続②遺産（特別縁故者への分与）に定められている「請求を行った日」を参照し、本件請求日を資力発生日と考え、なおかつ、審査請求人に架電し当該日付の確認を行い、本件請求を行ったと申告した令和■年■月■日を資力発生日（返還金の起算日）とした。

- (4) さらに、マニュアル第9（問9-4）答3(7)相続②遺産（特別縁故者への分与）に定められている「請求を行った日」と本件請求日は類推解釈に該当すると考え、誤った処分を行わないように県社会福祉課に本件についての照会を行い、助言を得た上で資力発生日を決定している。

第3 理由

1. 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

- (2) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない（法第6.3条）。

これは、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)）。

- (3) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされており、被保護者が財産を相続することになったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合について、法第6.3条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分

割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（問答集問13-6（答）(2)）。

- (4) 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第1項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける（民法第1042条第1項）。
- (5) 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続の開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする（同法第1043条第1項）。
- (6) 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（中略）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる（同法第1046条第1項）。
- (7) 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない、ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項）。不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない（同法第14条第3項）。
- (8) 法第63条に基づく費用返還については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとしつつ、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次に定める範囲の額を返還額から控除する取扱いをして差し支えないとされ、次に定める範囲の額として①から⑥までが示されている。

①は本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力によって消失した場合の控除、②は家屋補修、生業等の一時的な経費の控除、③は次官通知の第8の3の(3)に該当するもの（社会事業団体その他から被保護者に対し臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭など）であり事前に保護の実施機関に相談があったものの控除、④は自立更生費の控除、⑤は遡及して受給した年金の控除、⑥は保護から脱却する場合の控除である。

このうち、⑥の控除は、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更

生のために真に必要なと保護の実施機関が認めた額（以下「自立更生費」という。）とされている。

(9) 処分についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできないとされている（行政不服審査法第46条）。

(10) 審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできないとされている（同法第48条）。

(11) 裁決は、関係行政庁を拘束するとされている（同法第52条）。

(12) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 資力の発生時点について

処分庁は、給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす（マニュアル第9（問9-4）答1(2)）とする解釈に照らし合わせ、マニュアル第9（問9-4）答3(7)相続②遺産（特別縁故者への分与）に定められている「請求を行った日」を参照するとともに、県社会福祉課の見解を確認した上で、本件請求日を資力発生日と考えた旨主張している。

一方、審査請求人は、本件請求を行った時点では、[REDACTED]
[REDACTED]の通知があり、確実に入金されるかわからない状況にあったことなどを理由として、資力発生日は本件合意書を締結した令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日であると主張している。

ところで、上記1の(3)のとおり、問答集問1.3-6答(2)は、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合についての法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点について、「被相続人の死亡時と解すべき」としている。

本件は、遺産分割手続に期日を要したものではなく、審査請求人が遺留分侵害額請求権を行使し、相続人である[REDACTED]と[REDACTED]と三者での合意に期日を要したものであり、直ちに、これと同様に取り扱うことはできないと解される。

一方、横浜地方裁判所は、「遺留分減殺請求権は、遺留分権利者がこれを行
使することでその効果が生じるものではあるが、遺留分を侵害する遺言等が
あれば被相続人の死亡の時点（相続開始時点）以降、法律上はこれを行使す
ることが可能となるのであって、その行使の結果、被相続人が相続開始時
有していた財産を基準に遺留分が算定されるものであるから、遺留分減殺請
求権の行使の結果発生する権利は、被相続人の死亡の時点で発生するものと評
価すべきである。したがって、遺留分減殺請求権行使の結果発生する権利は、
相続開始時において、保護の開始による法4条1項の「利用しうる資産」と
いえる程度に資産内容が客観的に存在するに至ったものと認められるから、
その基準時である相続開始時が法63条の資力の発生時点であると解され
る。」と判断を示している（平成30年（行ウ）第38号、平成31年1月1
6日判決）。

当該判決は、控訴審において控訴が棄却され、確定している。また、当該
判決は、上記第1の2(5)で述べた民法の改正前の令和元年7月1日より前の
相続についてのものであるが、法の資力の発生時点の考え方については、本
件においても当てはまるものと解される。

そこで、上記(2)の判決を本件に当てはめると、審査請求人の法第63条の
資力の発生日は、■の死亡時である令和■年■月■日と解するのが相当で
あり、当該日を、審査請求人が遺留分侵害額請求権を行使した■年■月■
■日とする判断に基づく本件処分は、資力の発生日の解釈を誤ったものとし
て違法又は不当な処分と認められる。

ところで、行政不服審査法第52条第1項により裁決は関係行政庁を拘束
するとされており、関係行政庁である処分庁は、裁決主文を導き出すのに必
要な要件事実の認定および法律判断について拘束されることとなる。

したがって、本件処分が違法又は不当であると判断し取り消された場合、
処分庁は費用返還対象額について資力の発生時を被相続人の死亡時として再
計算し、本件処分よりも増額された費用返還金額決定処分を行うこととなる。

また、本件審査請求については、審査庁である埼玉県知事は、処分庁であ
る■福祉事務所長の上級行政庁ではないことから、同法第46条により
裁決によって本件処分を変更することは出来ず、本件審査請求に係る裁決で
本件処分を違法又は不当を理由に取消したとしても、同法第48条の不利益
変更には当たらないと言える。

しかしながら、上記のとおり裁決には拘束力があり、裁決主文を導き出すのに必要な要件事実の認定および法律判断について処分庁を拘束するため、処分庁が改めて処分を行う場合においては、本件処分よりも増額された費用返還金額決定処分とならざるを得ず、結果的に同法同条の不利益変更の禁止の趣旨に反することになることから、本件処分の誤りを理由とした取消しは妥当ではない。

(2) 理由付記について

不利益処分に係る理由付記について、行政手続法は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない、ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」(同法第14条第1項)、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない(同法第14条第3項)」と規定している。

また、同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである(最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決)。

また、一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきか、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたのかを、その記載自体から了知しうるものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知り得るような場合は別として、法律が要求する理由付記としては十分でないといわなければならない、いかなる事実関係を認定して申請者が同号に該当すると判断したのかを具体的に記載することを要すると解するのが相当である(最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決)。

以上を踏まえ、以下、本件処分について、同法第14条第1項本文に定める理由提示義務の違反があるか否かを検討する。

法第63条は、「被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。」と規定している。

本件処分の通知書（甲第1号証）の「返還の理由、内容等」には、「法第63条による返還をして下さい 振込金額合計 [REDACTED] 円のうち支給済み保護費 [REDACTED] 円（生活扶助、住宅扶助、医療扶助）を法第63条に基づき、返還して下さい。」と記載されていた（以下「本件返還理由等の記載」という。）。

本件返還理由等の記載においては、本件処分の理由、内容等として、根拠法条及び返還額並びに支給済み保護費の内容が生活扶助、住宅扶助及び医療扶助であることが示されているものの、振込金額の内容、資力の発生日及び返還対象期間の記載がなく、本件処分の名あて人である審査請求人において、処分庁がいかなる事実関係を認定して本件処分を行ったのかを、本件返還理由等の記載自体から了知しうるものと認めることはできない。

よって、本件処分は、同法の定める理由提示の要件を欠いた違法又は不当な処分と言わざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

なお、本件において処分庁は、「自立更生費については、該当する項目がないため該当しないものとする。」としている。

自立更生費について、福岡高等裁判所は、法63条に基づく費用返還決定処分取消請求控訴事件において、「自立更生費の有無及びその調査過程の適否は、本件処分の違法性を判断する際の考慮要素になるものと認めるのが相当である。」と判示している（令和元年7月25日判決）。

本件において、処分庁が返還額から自立更生費を控除しなかったことについて、処分庁は自立更生費の有無の検討を行い、該当する項目がないとの判断をしたものと認められるから、直ちにこれにより本件処分が違法又は不当なものとなるとは言えないが、処分庁が、今後、法第63条の規定に基づく費用返還金額決定処

分を行う場合は、自立更生費に該当する項目の有無について、どのような調査を行い、どのような理由で自立更生費に該当する項目の有無の判断を行ったのかを記録しておくことが望ましい。

令和5年6月15日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

